



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月17日金曜日 第2008号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

愛媛県情報公開要綱の一部改正..... 2
愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正..... 4

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 4

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則..... 5
愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... 6

教育委員会告示

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正.....10

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....10

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....11

県議会告示

愛媛県議会会議規則の一部改正.....12

県議会訓令

愛媛県議会議事務局規程の一部を改正する訓令.....13

公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....14

規 則

○愛媛県規則第58号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書面の様式) 第2条 省略 2 条例第19条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第9号)によりするものとする。	(書面の様式) 第2条 省略 2 条例第20条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第9号)によりするものとする。 (公文書の任意公開) 第7条 条例第5条各号に掲げるもの以外のものは、知事に対し、 公文書の公開の申出をすることができる。 2 前項の規定による公文書の公開の申出は、公文書公開申出書(様式第11号)によらなければならない。 3 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、第1項の規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定したときは、公文書公開(部分公開・非公開)回答書(様式第12号)により回答するものとする。
(実施状況の公表) 第7条 条例第36条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。	(実施状況の公表) 第8条 条例第37条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。

様式第1号中

請求者の区分（県外に住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有する場合に記入してください。）

県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（事務所又は事業所の名称及び所在地）

県内の事務所又は事業所に勤務する者

（勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地）

県内の学校に在学する者

（在学する学校の名称及び所在地）

実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

（利害関係の内容）

を削る。

様式第11号及び様式第12号を削る。

（愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正）

第2条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成17年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）<u>第30条</u>の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）<u>第31条</u>の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

- 愛 媛 県
- 愛媛県公営企業管理局
- 愛媛県教育委員会
- 愛媛県選挙管理委員会
- 愛媛県人事委員会
- 愛媛県監査委員
- 愛媛県労働委員会
- 愛媛県収用委員会
- 愛媛海区漁業調整委員会
- 愛媛県内水面漁場管理委員会

告示第1502号

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の旧愛媛県情報公開要綱様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

この告示の施行前にされた改正前の旧愛媛県情報公開要綱第12条第1項の規定による公文書の公開の申出であって、この告示の施行の際、これに応じるかどうかの処理がされていないものについての処理については、なお従前の例による。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行
 愛媛県公営企業管理者
 和 氣 政 次
 愛媛県教育委員会
 委員長 井 関 和 彦
 愛媛県選挙管理委員会
 委員長 西 蔭 健
 愛媛県人事委員会
 委員長 稲 瀬 道 和
 愛媛県監査委員
 壺 内 絃 光
 同
 白 石 友 一
 同
 田 中 多 佳 子
 同
 明 比 昭 治
 愛媛県労働委員会
 会長 白 石 喜 徳
 愛媛県収用委員会
 会長 矢 野 隆 三
 愛媛海区漁業調整委員会
 会長 前 田 健 二
 愛媛県内水面漁場管理委員会
 会長 那 須 熊 市

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u> </u>公文書の公開をするとともに、情報提供の拡充を図ることにより、公正で開かれた県政を推進し、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。</p> <p>(公文書の公開の申請 <u> </u>)</p> <p>第5条 何人も <u> </u>、実施機関に対し、公文書の公開 <u> </u> <u> </u> <u> </u>を申請することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>県民に対し</u>公文書の公開をするとともに、情報提供の拡充を図ることにより、公正で開かれた県政を推進し、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。</p> <p>(公文書の公開を申請することができる者)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者は、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げる者にあつては、その者の有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)</u>を申請することができる。</p> <p>(1) <u>県内に住所を有する者</u> (2) <u>県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u> (3) <u>県内の事務所又は事業所に勤務する者</u> (4) <u>県内の学校に在学する者</u> (5) <u>前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(公文書の任意公開)</p> <p>第12条 <u>第5条各号に掲げる者以外のものは、実施機関に対し、公文書の公開の申出をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による公文書の公開の申出は、公文書公開申出書(様式第4号)によらなければならない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、前項の申出書の提出があつた場合において、第1項の規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定</u></p>

第12条 省略
 第13条 省略
 第14条 省略
 第15条 省略
 第16条 省略
 第17条 省略

したときは、公文書公開（部分公開・非公開）回答書（様式第5号）により回答するものとする。

4 前条の規定は、第1項の規定による申出に基づく公文書の公開について準用する。

第13条 省略
 第14条 省略
 第15条 省略
 第16条 省略
 第17条 省略
 第18条 省略

様式第1号3の項及び4の項を削り、同様式記入上の注意1を削り、同様式記入上の注意2を同様式記入上の注意とする。
 様式第4号及び様式第5号を削る。

○愛媛県告示第1503号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第34条第1項の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。	愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第35条第1項の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類 類	事 項	決裁区分			事務の種類 類	事 項	決裁区分		
		知 事	専 決 者				知 事	専 決 者	
		部 長	局 長	課 長			部 長	局 長	課 長
1・2 省略					1・2 省略				
3 公文 書の公 開に関 する事	1～4 省略				3 公文 書の公 開に関 する事	1～4 省略			
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事。			

務	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等 (条例第18条、第19条、要綱第12条)			
	(2) 処理の決定 (要綱第12条)			
	(3) 第三者に対する通知 (条例第15条第3項、第21条)			
4 ~ 24 省略				

備考 省略

務	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会への諮問等 (条例第19条、第20条、要綱第13条)			
	(2) 処理の決定 (要綱第13条)			
	(3) 第三者に対する通知 (条例第15条第3項、第22条)			
4 ~ 24 省略				

備考 省略

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程 (昭和55年愛媛県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1 (第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1 (第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分		
		局 長	専 決 者				局 長	専 決 者	
1 省略					1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1 ~ 4 省略				2 公文書の公開に関する事務	1 ~ 4 省略			
	5 公文書の公開の申請に対する決定に係る不服の申出に関すること。					5 公文書の公開の申請に対する決定に係る不服の申出に関すること。			
	(1) 愛媛県公文書公開審査会の意見の聴取 (要綱第12条)						(1) 愛媛県公文書公開審査会の意見の聴取 (要綱第13条)		
	(2) 処理の決定 (要綱第12条)				(2) 処理の決定 (要綱第13条)				
3 ~ 11 省略					3 ~ 11 省略				

備考 省略

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第18号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則 (平成元年愛媛県教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館、県立博物館及びえひめ青少年ふれあいセンター _____に関すること。</p> <p>省略</p>	<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館、県立博物館、えひめ青少年ふれあいセンター及び県立青年の家に関すること。</p> <p>省略</p>

(愛媛県立青年の家管理規則の廃止)

第2条 愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第19号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>1,000</u>	4年	普通科	夜	160	川之江高等学校	3年	普通科	<u>1,040</u>	4年	普通科	夜	160
三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	720 120 120	—	—	—	—	三島高等学校	3年	普通科 商業科 情報デザイン科	720 120 120	<u>4年</u>	<u>普通科</u>	<u>夜</u>	<u>40</u>
土居高等学校	3年	普通科	<u>440</u>					土居高等学校	3年	普通科	<u>480</u>				
省略								省略							
新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>80</u>	新居浜工業高等学校	3年	機械科 電子機械科 電気科 情報電子科 環境化	120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	<u>120</u>

		学科					
省略							
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科 学科	400 120				
省略							
今治南高等学校	3年	普通科 園芸ク リエイ ト科	760 120				
_____	_____	_____	—				
省略							
今治工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 情報技 術科 環境化 学科 繊維工 学科 デザイ ン科	120 120 120 120 120 120 120 120	—	—	—	—
伯方高等学校	3年	普通科	220				
弓削高等学校	3年	普通科	120				
省略							
松山南高等学校	3年	普通科 理数科	1,040 120	3年 以上	普通科	夜	160
省略							
松山中央高等学校	3年	普通科	1,160				
松山工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 電子科 情報技 術科 情報電 子科 工業化 学科 建築科 土木科 繊維科	120 120 120 80 80 40 120 120 120 120	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 80 160
省略							

		学科					
省略							
丹原高等学校	3年	普通科 園芸科 学科	440 120				
省略							
今治南高等学校	3年	普通科 園芸ク リエイ ト科	800 120				
大島分校	3年	普通科	40				
省略							
今治工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 情報技 術科 環境化 学科 繊維工 学科 デザイ ン科	120 120 120 120 120 120 120 120	4年	機械科	夜	40
伯方高等学校	3年	普通科	240				
弓削高等学校	3年	普通科	160				
省略							
松山南高等学校	3年	普通科 理数科	1,080 120	3年 以上	普通科	夜	160
省略							
松山中央高等学校	3年	普通科	1,200				
松山工業高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 電子科 情報技 術科 _____	120 120 120 120 120 —	4年	機械科 電気科 建築科	夜	160 120 160
_____	_____	_____	—				
_____	_____	_____	120		工業化 学科		120
_____	_____	_____	120		建築科		120
_____	_____	_____	120		土木科		120
_____	_____	_____	120		繊維科		120
省略							

東温高等学校	3年	普通科 商業科	<u>720</u> 240				
上浮穴高等学校	3年	普通科 森林環境科	<u>110</u> <u>110</u>				
省略							
中山高等学校	3年	普通科 特用林産科	<u>110</u> <u>110</u>				
省略							
長浜高等学校	3年	普通科	<u>220</u>				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビジネス科	<u>520</u> 240 120	4年	普通科	夜	160
省略							
川之石高等学校	3年	総合学科	<u>360</u>				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
土居分校				4年	農業科	昼	<u>40</u>
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120	3年以上	普通科	夜	<u>80</u>
宇和島南高等学校	3年			3年以上	普通科	夜	<u>80</u>
省略							
北宇和高等学校	3年	普通科 生産食品科	240 120				
日吉分校				4年	農業科	昼	<u>120</u>
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	<u>600</u> 120				

備考 1・2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
松山 <small>まつやま</small> 聾学校	幼稚部	3年保育 2年保育 1年保育		15 10 5

東温高等学校	3年	普通科 商業科	<u>760</u> 240				
上浮穴高等学校	3年	普通科 森林環境科	<u>120</u> <u>120</u>				
省略							
中山高等学校	3年	普通科 特用林産科	<u>120</u> <u>120</u>				
省略							
長浜高等学校	3年	普通科	<u>240</u>				
省略							
八幡浜高等学校	3年	普通科 商業科 情報ビジネス科	<u>560</u> 240 120	4年	普通科	夜	160
省略							
川之石高等学校	3年	総合学科	<u>400</u>				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	240 120				
土居分校				4年	農業科	昼	<u>80</u>
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	480 120 240 120	3年以上	普通科	夜	<u>40</u>
宇和島南高等学校				3年以上	普通科	夜	<u>120</u>
省略							
北宇和高等学校	3年	普通科 生産食品科	240 120				
日吉分校				4年	農業科	昼	<u>160</u>
省略							
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	<u>640</u> 120				

備考 1・2 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	部	修業年限	学科	生徒定員
省略				
松山 <small>まつやま</small> 聾学校	幼稚部	3年保育 2年保育 1年保育		15 10 5

	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 本科	3年	普通科	10
	等 部		産業工	20
			芸科	30
			理容科	20
			被服科	
省略				
_____	_____	_____		
省略				
_____	_____	_____		
_____	_____	_____		
新居浜分校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 本科	3年	普通科	16
	等 部			
省略				

備考 1・2 省略

	小学部	6年		
	中学部	3年		
	高 本科	3年	_____	—
	等 部		産業工	30
			芸科	30
			理容科	30
			被服科	30
省略				
日野学園分校	小学部	6年		
	中学部	3年		
省略				
太陽の家分校	小学部	6年		
	中学部	3年		
新居浜分校	小学部	6年		
	中学部	3年		
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

備考 1・2 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成21年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	全 日 制 の 課 程		定 時 制 の 課 程	
	学 科	入学定員	学 科	入学定員
川 之 江高等学校	普 通 科	320		
土 居高等学校	普 通 科	120		
西 条高等学校	普 通 科	240		
丹 原高等学校	普 通 科	120		
今 治 南高等学校	普 通 科	240		
伯 方高等学校	普 通 科	60		
松 山 南高等学校	普 通 科	320		
松 山 中 央高等学校	普 通 科	360		
松 山 工 業高等学校	情 報 電 子 科	40		
上 浮 穴高等学校	普 通 科	30		
	森 林 環 境 科	30		
中 山高等学校	普 通 科	30		
	特 用 林 産 科	30		
長 浜高等学校	普 通 科	60		
八 幡 浜高等学校	普 通 科	160		
宇 和 島 東高等学校			普通科	40

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学 校 名	全日制の課程	定時制の課程	備 考
	学 科	学 科	
松 山 工 業 高 等 学 校	電 子 科		平成21年度から生徒募集を停止
	情 報 技 術 科		同
北 宇 和 高 等 学 校 日 吉 分 校		農 業 科	同

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考1本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成21年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおとする。

学 校 名	部		学 科	入 学 定 員
松 山 聾 学 校	高 等 部	本 科	普 通 科	10
今 治 養 護 学 校 新 居 浜 分 校	高 等 部	本 科	普 通 科	16

(特別支援学校の入学定員の適用除外)

5 次の表に掲げる学校の高等部の学科については、別表第4備考1の規定は、適用しない。

学 校 名	部		学 科	備 考
松 山 聾 学 校	高 等 部	本 科	産 業 工 芸 科	平成21年度から生徒募集を停止
			被 服 科	同

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第11号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月17日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第34条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。	愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第35条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(犯罪被害者対策室)</p> <p>第62条 省略</p> <p>2 犯罪被害者対策室は、<u>第26条第10号から第12号までの事務をつかさどる。</u></p> <p>3・4 省略</p>	<p>(警務課)</p> <p>第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(犯罪被害者対策室)</p> <p>第62条 省略</p> <p>2 犯罪被害者対策室は、<u>第26条第10号及び第11号</u> の事務をつかさどる。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第7号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部長の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第3条関係）</p>	法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 	省略		<p>別表1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部長の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第3条関係）</p>	法令	専決事項	省略		愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 	省略	
法令	専決事項																
省略																	
愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 																
省略																	
法令	専決事項																
省略																	
愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあつた場合の審査会への諮問 2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示 3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出 4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述 6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出 																
省略																	

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
 - (1) 総務課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県情報公開条例	1 ~ 18 省略 19 第19条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知 20 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の作成

- (2) 広報県民課長

法令	専決事項
愛媛県情報公開条例	1 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の提供

- (3) ~ (12) 省略

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
 - (1) 総務課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県情報公開条例	1 ~ 18 省略 19 第20条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知 20 第33条第2項の規定による公文書の検索資料の作成

- (2) 広報県民課長

法令	専決事項
愛媛県情報公開条例	1 第33条第2項の規定による公文書の検索資料の提供

- (3) ~ (12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第4号

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月17日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第10章 省略 第11章 協議又は調整を行うための場 第12章 省略 第13章 省略 附則 第109条 省略 第11章 協議又は調整を行うための場 第110条 地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。 第12章 議員の派遣 第111条 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議長が議会に諮りこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が議員の派遣を決定することができる。 2 省略 第13章 省略	目次 第1章～第10章 省略 第11章 省略 第12章 省略 附則 第109条 省略 第11章 議員の派遣 第110条 地方自治法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議長が議会に諮りこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が議員の派遣を決定することができる。 2 省略 第12章 省略

第 112 条 省略

別表（第 110 条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
世話人会	一般選挙後の議会の構成及び臨時会の運営に關し協議又は調整を行う。	議長及び議長が選任した議員	議長
議員協議会	議会活動及び議会運営上の基本的な事項に關し協議又は調整を行う。	全議員	議長
各会派代表者会議	議会活動及び議会運営上の重要な事項に關し協議又は調整を行う。	議長、副議長及び議長が各会派から選任した議員並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長
正副委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に關し協議又は調整を行う。	議長、副議長並びに各委員会の委員長及び副委員長	議長
購入図書選定委員会	購入する図書の選定について協議を行う。	議長が選任した議員	委員長
議会史編さん委員会	議会史の編さんについて協議を行う。	議長が選任した議員	委員長

第 111 条 省略

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第 2 号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（分掌事務） 第 5 条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(4) 省略 (5) 議員の議員報酬、費用弁償及び政務調査費に關すること。 (6)～(16) 省略	（分掌事務） 第 5 条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(4) 省略 (5) 議員の報酬、費用弁償及び政務調査費に關すること。 (6)～(16) 省略

- (17) 議会史編さん委員会に関すること。
- (18) 省略
議事調査課
(1)～(4) 省略
- (5) 世話人会に関すること。
- (6) 議員協議会に関すること。
- (7) 各会派代表者会議に関すること。
- (8) 正副委員長会議に関すること。
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
政務調査室
(1)～(6) 省略
- (7) 購入図書選定委員会に関すること。
- (8) 省略

別表（第17条関係） 文書保存期間基準

保存期 間の 種別	長期	10年	5年	3年	1年
項目					
省略					
議員及び議 会運営	省略		議員 報酬 に 関 す る 文 書	議員 報酬 に 関 す る 文 書 で 軽 易 な も の	
省略					

備考 省略

- (17) 省略
議事調査課
(1)～(4) 省略
- (5) 議員協議会等に関すること。
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
政務調査室
(1)～(6) 省略
- (7) 省略

別表（第17条関係） 文書保存期間基準

保存期 間の 種別	長期	10年	5年	3年	1年
項目					
省略					
議員及び議 会運営	省略		議員 の 報 酬 に 関 す る 文 書	議員 の 報 酬 に 関 す る 文 書 で 軽 易 な も の	
省略					

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第5号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月17日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項	別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者	
			局 長	課 長
1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関する事 と。			
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護 審査会又は愛媛県公文書公開審査 会への諮問等（条例第18条、第19 条、要綱第12条）			
	(2) 処理の決定（要綱第12条）			
	(3) 第三者に対する通知（条例第15 条第3項、第21条）			
3～10 省略				

事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者	
			局 長	課 長
1 省略				
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の請求等に対する決 定に係る不服申立て等に関するこ と。			
	(1) 愛媛県情報公開・個人情報保護 審査会又は愛媛県公文書公開審査 会への諮問等（条例第19条、第20 条、要綱第13条）			
	(2) 処理の決定（要綱第13条）			
	(3) 第三者に対する通知（条例第15 条第3項、第22条）			
3～10 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。